

議案第59号

財産を無償で譲渡すること（倉吉市道用地）について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年2月13日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	倉吉市上井621番2ほか2筆	236平方メートル

2 相手方

倉吉市

3 理 由

現在、倉吉市に無償で貸し付けて市道の用に供されている土地を、今後も市道の用に供するため、同市に無償で譲渡しようとするものである。